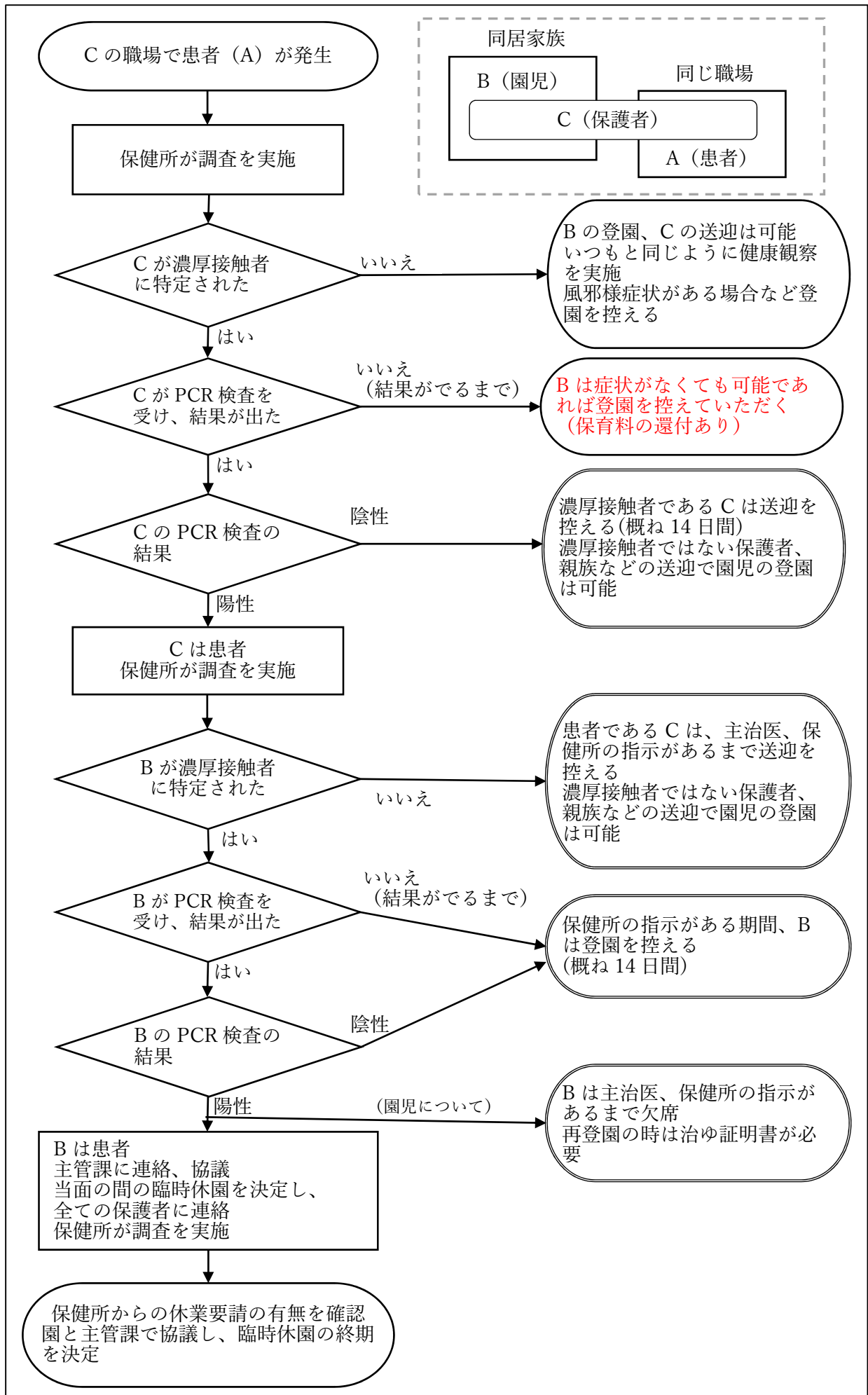
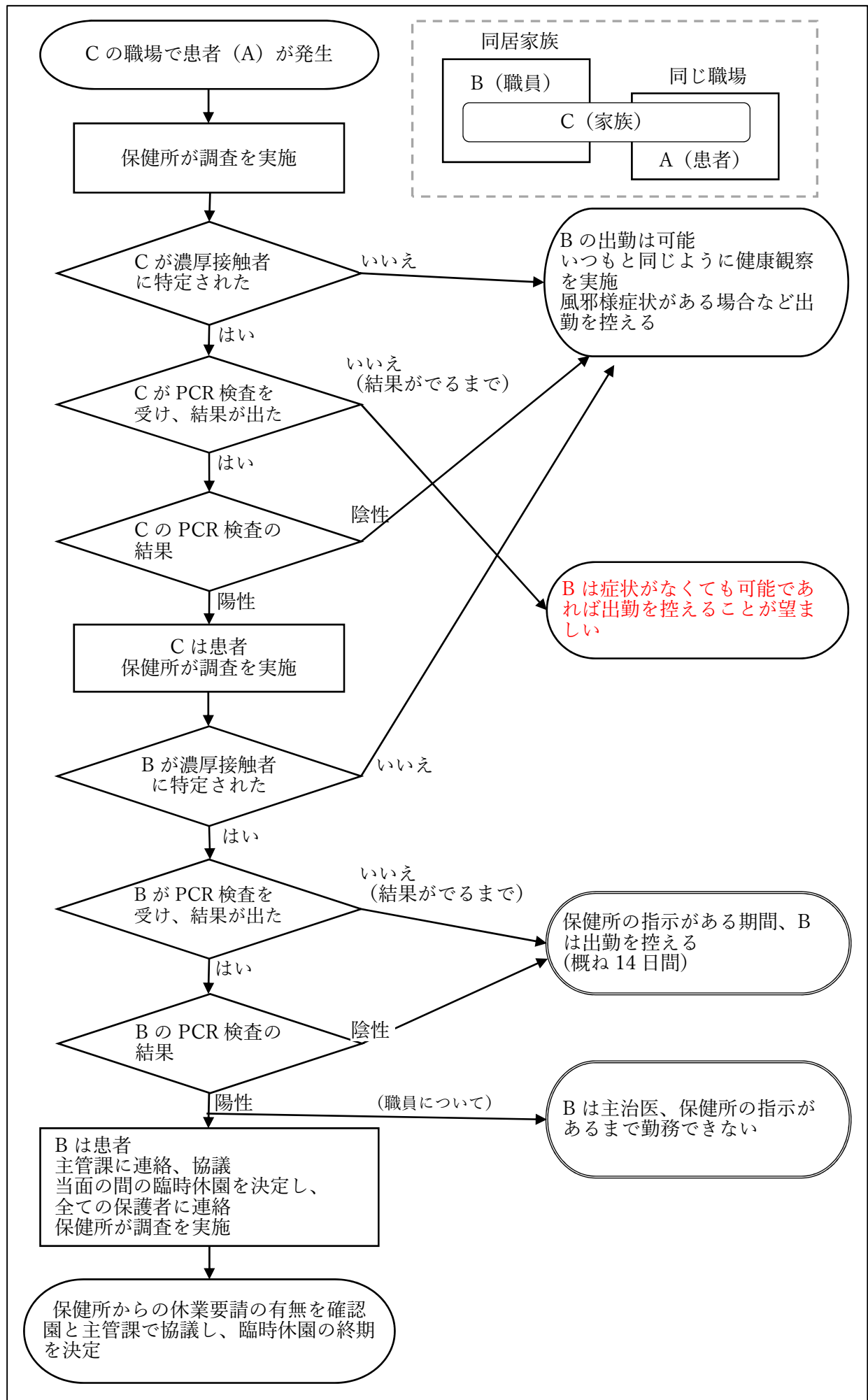


園児の保護者の職場で患者が発生した場合の対応



職員の同居家族の職場で患者が発生した場合の対応



○園児、職員の同居家族などに患者が発生した場合の具体的な対応について

Q：保護者、職員から濃厚接触者に指定されたと報告がありました。他の保護者にこのことを知らせてよいですか。

A：濃厚接触者が出たことを知らせてはいけません。陽性者ではない濃厚接触者について、園が保護者等に、情報を出す必要性は全くありません。

「本園で濃厚接触者がでました」と知らせることは、公衆衛生上必要なことではありません。

Q：自分の勤務先で感染者が発生した保護者が、そのことを他の保護者に伝えてほしいと園に申し出ています。どう対応したらよいですか。

A：園児の保護者の勤務先で患者が発生したことを、他の保護者に伝える必要はありません。

自分の勤務先で感染者が発生した保護者は、今後、万一、自分や園児が感染した時のことを心配し、このように申し出ていると推察されます。他の保護者が、この保護者の勤務先での患者の発生を知っても利益はないため、知らせる必要はないことなどを、保護者に伝え、保護者が安心できるように配慮してください。

Q：職場で患者が発生した保護者が、濃厚接触者であると特定されませんでした。PCR検査を受けることになりました。検査の結果が出るまでどう対応したらよいですか。

A：保健所からの行動制限は濃厚接触者に対してのみであり、それ以外の方に行動制限は求めません。濃厚接触者でなくてもPCR検査を受けられた場合検査結果が出るまでの間は、症状がなくても送迎をお控えいただく方が好ましいと考えます。（どうしても送迎しなくてはならない場合には、マスクを着用の上、咳エチケットを徹底してください。）

その後、陰性が判明すれば送迎していただいて結構です

Q：職場で患者が発生した保護者から相談がありました。

- ・保護者は濃厚接触者には特定されていない
- ・職場は2日間閉鎖されテレワークになった
- ・テレワークなので園児は登園させたい

この場合、登園を控えてもらうことはできますか。

A：保護者も園児も、濃厚接触者でも感染者でないため、園から登園を控えてもらうことを要求はできません。

チャート図の追加説明

タイトルを「園児の保護者の職場」としていますが、園児と同居する人とその所属先は、全て該当します。例えば、以下の場合なども想定されます。

兄弟の通う学校園、職場

祖父母の通う職場、デイサービス

職員の場合も同様です。